

高知工科大学における研究データの保存に関する方針

(趣旨)

第1条 この方針は、高知工科大学における研究活動における不正行為への対応等に関する規程第3条第3項に基づき、高知工科大学（以下「本学」という。）における研究活動によって作成された研究データの保存期間及び管理方法等について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 「研究データ」とは、論文や報告等の研究成果発表を客観的に検証可能なデータ・資料をいい、具体的には次の各号に掲げるものを指す。

- (1) 資料：実験ノート、文書、数値データ、画像等
- (2) 試料：実験試料、標本等
- (3) 装置

(保存期間)

第3条 研究データの保存期間は、次の各号に掲げる期間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（保存期間内に消滅する、実験自体で消費されてしまう又は廃棄等が必要なものなど）、保存に多大なコストが生じるもの（生物系試料など）又は保管スペースの制約などやむをえない事情がある場合には、再現に必要なデータは適切に保存する社会的責任があることに留意し、合理的な説明がつく範囲で廃棄等することも可能とする。また、研究者がこれらの保存期間を超えて保存することを妨げるものではない。

(1) 資料

成果発表後、10年間とする。

(2) 試料

成果発表後、5年間とする。

(3) 研究機器

成果発表後、5年間とする。

2 前項に限らず、法令や契約等で別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。

(保存方法)

第4条 研究データは、後日検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう、研究者自身が責任をもって、研究データの性質及び形状等を踏まえ適正な形で保存・管理する。

2 前項に限らず、法令や契約等で別に保存方法に関する定めがある場合はそれに従う。

(開示)

第5条 研究者は、研究成果について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じて、研究データを開示する必要がある。なお、転出や退職後もその責を負うものとする。

(その他)

第6条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この方針は、平成28年3月1日から施行する。